

事務連絡  
令和5年9月21日

学校法人事務担当者 殿

富山県経営管理部学術振興課長

### 私立学校法改正に係る対応について

平素より本県教育行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、私立学校法については改正法が本年5月に公布され、令和7年4月1日から施行されます。今回の改正は全ての学校法人が寄附行為を変更する必要があるなど、大規模な制度改正になっています。

各学校法人におかれては、以下の点に留意し、法人内部での検討・作業について遺漏なく準備を進めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 当面の対応

- ・ 文部科学省ホームページ（下記 URL 参照）に私立学校法の改正について解説した資料及び動画が掲載されています。まずは資料と動画を確認し、改正内容及び法人として対応すべき事項の把握を行ってください。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/shiritsu/mext\\_00001.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiritsu/mext_00001.html)

- ・ 改正法への対応にあたり不明な点があれば、適宜、当課までご相談ください。（面談による相談をご希望の場合は、事前にご一報ください。）

#### 2 令和6年度以降の対応

- ・ 寄附行為変更認可申請書については遅くとも令和7年2月末までの提出をお願いします。
- ・ また、県への提出にあたり各法人で寄附行為の変更を理事会に諮る前に、寄附行為変更案を事前に県へ提出してください。（※変更内容に不備等がないか事前に確認し、認可手続きをスムーズに行うため）

（事務担当 私学振興係）

小中高担当：076-444-9645

幼稚園・専各担当：076-444-3159

e-mail：agakujuetsushinko@pref.toyama.lg.jp